

岩洞第一発電所  
取水設備等維持管理業務委託

特記仕様書

令和 7 年度

岩手県企業局  
施設総合管理所

(適用業務)

第1条 この業務は、岩手県企業局水力発電所保守要則に基づき実施するものである。

- 2 この特記仕様書は、「岩洞第一発電所取水設備等維持管理業務委託」(以下、「本業務」とする。)に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、岩洞第一発電所取水設備及び周辺施設、並びに岩洞第二発電所他周辺施設等の保安確保、並びに発電取水の正常な機能維持に万全を期することを目的とする。

(履行期間)

第3条 本業務の委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(業務内容)

第4条 本業務にて委託する業務内容は、別紙1「業務内容（概要）」のとおりとする。

(業務執行計画)

第5条 受注者は、本業務に係る業務執行計画書を事前作成の上、監督員の承諾を得ること。

- 2 当該計画書には、土日及び祝祭日（以下、「休日」とする。）及び夜間の緊急連絡系統、安全管理に関する安全計画、並びに従事者の氏名及び連絡先を記載すること。

(業務の指示)

第6条 監督員は、第4条で定めた業務以外に、異常時等により当該発電所管理区域内の施設に障害が認められた、または障害が発生する恐れがあり、緊急対応が必要と判断された場合は、受注者と協議の上、実施指示できるものとする。なお、休日及び夜間等においては、監督員以外の職員が作業の指示をする場合がある。

(安全管理)

第7条 受注者は、労働安全衛生法を遵守して安全管理に努めること。

- 2 受注者は、作業を開始する際には気象状況等を十分把握し、事故を未然に防止すること。
- 3 受注者は、各種作業において、安全保護帽等作業に必要な保安用具等を作業員に使用させ、安全を期して事故防止に努めること。特にも、巡回除塵作業等の落水の危険のある作業の場合は、救命胴衣の着用を徹底させること。
- 4 受注者は、著しい天候不良（大雨、強風等の警報発令時）及び河川の増水等により、危険な状況と判断した場合は業務を中止するものとし、作業員の安全を図ること。なお、業務を中止した場合は速やかに監督員へ報告すること。

(業務の報告)

第8条 受注者は、毎月監督員へ業務成果を報告すること。

- 2 業務成果の報告は、別紙2「提出書類等一覧」に示す書類及び状況写真によるものとし、翌月の10日（休日等の場合は翌開序日）以内に提出すること。ただし、3月分については作業終了ごと速やかに提出すること。

(鍵の貸与)

第9条 本業務の実施にあたり、入口門扉等の鍵を貸与する。ただし、複製及び又貸しは堅く禁ずるものであること。

- 2 受注者は、業務により施設内へ入った場合は、入口門扉等を出入りの都度必ず施錠すること。また、岩洞第一発電所取水口の制水門巻上機室内に入った場合は、施設総合管理所の制御室に入所連絡を行うこと。
- 3 受注者は、業務完了報告書と共に貸与された鍵を監督員へ返却すること。

(その他)

第10条 本特記仕様書に記載のない事項、又は疑義のある事項については両者協議の上、決定するものとする。

- 2 本業務の対象施設は、施設総合管理所の電力土木課及び電機第一課が管理していることから、担当施設毎に監督員を定めることとし、逆川揚水所及び岩洞第一発電所調圧水槽から岩洞第二発電所までを電機第一課が、それ以外の施設については電力土木課が監督するものとする。

別紙 1  
業務内容（概要）

1 取水施設等巡視点検除塵等業務

(1) 巡視点検（2名作業）	<u>51回</u>
① 大川方面取水設備（通常期：5～12月）（標準6時間）	8回
② 大川方面取水設備（冬期：4月、1～3月）（標準6時間）	4回
③ 末崎方面取水設備（通常期：5～12月）（標準6時間）	8回
④ 末崎方面取水設備（冬期①：4月）（標準8時間）	1回
⑤ 末崎方面取水設備（冬期②：1～3月）（標準6時間）	3回
⑥ 岩洞第一発電所取水口及び導水路設備（通常期：4～12月）（標準5時間）	9回
⑦ 岩洞第一発電所取水口及び導水路設備（冬期：1～3月）（標準7時間）	3回
⑧ 岩洞第二発電所方面設備（標準4時間）	12回
⑨ 岩洞堰堤放流警報装置及び放流警報掲示板（標準5時間）	3回
(2) 巡回除塵（2名作業）	<u>283時間</u>
① 大川方面取水設備（標準5時間）	23回 115時間
② 末崎方面取水設備（標準7時間）	24回 168時間
(3) 除塵等作業（3名作業）	<u>154時間</u>

2 取水施設塵芥処理等業務

塵芥中間処理 嘉島量 5,200kg を見込む。

3 取水口管理用道路ほか維持管理業務

(1) 竹竿撤去・設置	
① 竹竿撤去 <u>61本</u> （挿入単柱型：42本・土中単柱型：19本）	
② 竹竿設置 <u>61本</u> （挿入単柱型：42本・土中単柱型：19本）	
(2) 側溝等清掃作業	
① 岩洞第一発電所取水口構内	
ア 無蓋側溝清掃 57.5m × 2回 = <u>115.0m</u>	
イ 有蓋側溝清掃 83.0m × 2回 = <u>166.0m</u>	
② 岩洞第二発電所構内	
ア 無蓋側溝清掃 101.2m × 2回 = <u>202.4m</u>	
イ 有蓋側溝清掃 68.5m × 2回 = <u>137.0m</u>	
ウ 水圧鉄管路清掃 130.6m × 2回 = <u>261.2m</u>	
③ 逆川揚水所構内	
ア 無蓋側溝清掃 117.8m × 2回 = <u>235.6m</u>	
イ 有蓋側溝清掃 29.4m × 2回 = <u>58.8m</u>	
ウ 水圧鉄管路清掃 176.5m × 2回 = <u>353.0m</u>	

(3) 集水柵清掃作業

- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| ① 岩洞第一発電所取水口構内 | 3 箇所 × 2 回 = <u>6 箇所</u> |
| ② 岩洞第二発電所構内    | 2 箇所 × 2 回 = <u>4 箇所</u> |

(4) 取水口管理用道路ほか除雪

一般除雪 2.55 時間 を見込む。

※詳細は、別紙3 「業務内容（詳細）」による。

別紙2  
提出書類等一覧

1 業務集計表

- (1) (様式1-1) : 業務集計表 (巡視点検・巡回除塵・除塵等作業)
- (2) (様式1-2) : 業務集計表 (道路維持・塵芥処理・除雪)

2 業務月別内訳表

- (1) (様式2-1-1) : 業務月別内訳表 (巡視点検) No. 1
- (2) (様式2-1-2) : 業務月別内訳表 (巡視点検) No. 2
- (3) (様式2-2) : 業務月別内訳表 (巡回除塵・除塵等作業)
- (4) (様式2-3) : 業務月別内訳表 (道路維持・塵芥処理・除雪)

3 巡回点検除塵日誌

- (1) (様式3-1-1) : 巡視点検表 (大川方面取水設備 通常期)
- (2) (様式3-1-2) : 巡視点検表 (大川方面取水設備 冬期)
- (3) (様式3-2-1) : 巡視点検表 (末崎方面取水設備 通常期)
- (4) (様式3-2-2) : 巡視点検表 (末崎方面取水設備 冬期)
- (5) (様式3-3) : 巡視点検表 (岩洞第一発電所取水口他設備)
- (6) (様式3-4) : 巡視点検表 (岩洞第二発電所方面設備)
- (7) (様式3-5) : 巡視点検表 (岩洞堰堤放流警報装置及び放流警報掲示板)
- (8) (様式3-6) : 巡回除塵日誌 (大川方面取水設備)
- (9) (様式3-7) : 巡回除塵日誌 (末崎方面取水設備)
- (10) (様式3-8) : 除塵等作業日誌

4 作業報告書

- (1) (様式4-1) : 竹竿撤去・設置作業報告書
- (2) (様式4-2) : 側溝及び集水溝等清掃作業報告書
- (3) (様式4-3) : 尘芥処理報告書
- (4) (様式4-4) : 管理用道路ほか除雪報告書

5 状況写真

6 安全教育実施状況

別紙3  
業務内容（詳細）

1 取水施設等巡視点検除塵等業務

(1) 巡視点検

① 巡視点検対象設備（巡視経路順に記載）

ア 大川方面取水設備

- ・ 駒ヶ沢取水堰堤（4月、1～3月は巡視対象外）  
堰堤、堰堤排砂門、取水口、導水路豎坑周囲
- ・ 大曲沢取水堰堤  
堰堤、堰堤排砂門、取水口、沈砂池、沈砂池排砂門、水路橋
- ・ 大川取水堰堤  
堰堤、堰堤排砂門、取水口、取水口流量調整制水門、取水口建屋、沈砂池、沈砂池排砂門、魚道、取水開渠（蓋渠）
- ・ 軽松沢取水堰堤（4月は末崎方面に含む、1～3月は巡視対象外）  
堰堤、堰堤排砂門、堰堤維持放流管、取水口、取水口制水門、沈砂池、沈砂池排砂門、水位計
- ・ 二ノ又沢溪流取水堰堤（4月は末崎方面に含む、1～3月は巡視対象外）  
堰堤、堰堤排砂門、取水口
- ・ 軽松沢水管橋（4月は末崎方面に含む、1～3月は巡視対象外）  
鉄管、橋脚
- ・ 軽松沢取水路（4月は末崎方面に含む、1～3月は巡視対象外）  
沈砂池制水門、沈砂池、沈砂池排砂門、余水路
- ・ 元木沢水位計（4月は末崎方面に含む、1～3月は巡視対象外）  
水位計、導水路蓋
- ・ 岩洞沢維持放流設備（4月、1～3月は末崎方面に含む）  
導水路マンホール、受水槽、受水槽取水元弁、維持放流弁室、放水口
- ・ 小石川副堰堤（4月は末崎方面に含む、1～3月は巡視対象外）  
堰堤、管理用道路

イ 末崎方面取水設備

- ・ 末崎川取水堰堤  
堰堤、堰堤排砂門、堰堤維持放流管、取水口、取水口流量調整制水門、水位計
- ・ 末崎川集水用注水口  
開渠
- ・ 猫足又沢取水堰堤  
堰堤、堰堤排砂門、取水口、取水口流量調整制水門、水位計
- ・ 猫足沢溪流取水暗渠（1～3月は巡視対象外）  
堰堤、注水口、暗渠排砂門、取水函渠

- ・ 向井ノ又沢渓流取水暗渠（1～3月は巡視対象外）  
堰堤、注水口、暗渠排砂門
- ・ 小宿沢渓流取水暗渠（1～3月は巡視対象外）  
堰堤、注水口、暗渠排砂門
- ・ 大宿沢渓流取水暗渠（1～3月は巡視対象外）  
堰堤、注水口、暗渠排砂門、水位計
- ・ 猫足又沢集水用注水口（1～3月は巡視対象外）  
開渠
- ・ 大川集水用注水口（1～3月は巡視対象外）  
開渠、水位計、管理橋
- ・ 向井ノ沢取水堰堤  
堰堤、堰堤排砂門、堰堤維持放流管、堰堤水位計、取水口、除塵機室建屋、除塵機、取水口流量調整制水門、隧道水位計、隧道水位計室建屋、管理用道路、管理橋
- ・ 丹藤川集水用注水口  
開渠
- ・ 逆川取水堰堤  
堰堤、堰堤排砂門、堰堤水位計、魚道、魚道取水口、魚道流量調整制水門
- ・ 逆川揚水所  
取水口、揚水所建屋、詰所建屋、管理用道路
- ・ 逆川水圧鉄管（1～3月は巡視対象外）  
水圧鉄管、鉄管横断橋、水圧鉄管路
- ・ 逆川水槽（1～3月は巡視対象外）  
水槽周囲

#### ウ 岩洞第一発電所取水口及び導水路設備

- ・ 岩洞第一発電所取水口  
取水塔、橋梁、取水口、シリンドーゲート、水位計、巻上機室、監視所、取水口周辺、管理用道路
  - ・ 調圧水槽  
水槽周辺、管理用道路
  - ・ 排砂隧道  
開渠、下流排砂路、排砂隧道、湧水量測定三角堰、導水路排砂弁、照明
  - ・ 岩洞第一発電所水圧鉄管  
上部止水扉、水圧検出装置、湧水量測定三角堰、水圧鉄管、水圧鉄管路、照明、下部水密扉
  - ・ 岩洞第一発電所（地下発電所）  
床、壁、天井、インクライン斜路、地下建屋等
- エ 岩洞第二発電所方面設備
- ・ 第1号暗渠  
導水路点検孔、暗渠周辺、導水路排砂弁、同吐出口、排砂路、管理用道路

- ・ 潟川サイフォン  
導水路点検孔、水圧鉄管、鉄管排水弁、農業用水分水門、敷地周辺
  - ・ 岩洞第二発電所上水槽  
上水槽、発電用制水門、農業用水用流量調整制水門、水圧鉄管充水弁室、水槽排砂門、スクリーン、水位計ピット、マクバニーサイフォン、余水路
  - ・ 岩洞第二発電所水圧鉄管  
水圧鉄管、水圧鉄管路
  - ・ 岩洞第二発電所  
本館建屋、建屋周辺、擁壁、変電所、給気室建屋、倉庫建屋、屋外便所
  - ・ 放水路  
放水路水位計、放水路制水門建屋、放水路周辺
  - ・ 余水路  
余水路、半管コルゲート、点検用階段
  - ・ 減勢池  
減勢池、管理用道路
- 才 岩洞堰堤放流警報装置及び放流警報掲示板
- ・ 放流警報装置
    - 1号放流警報装置 (盛岡市薮川字塚沢地内)
    - 2号放流警報装置 (盛岡市薮川字逆川地内)
  - ・ 放流警報掲示板
    - No. 1 放流警報掲示板 (盛岡市薮川字塚沢地内)
    - No. 2 放流警報掲示板 (盛岡市薮川字元木地内)
    - No. 3 放流警報掲示板 (盛岡市薮川字芳平地内)
    - No. 4 放流警報掲示板 (盛岡市薮川字橋場地内)
    - No. 5 放流警報掲示板 (盛岡市薮川字逆川地内)
    - No. 6 放流警報掲示板 (盛岡市薮川字田屋地内)
    - No. 7 放流警報掲示板 (盛岡市薮川字川場地内)
    - No. 8 放流警報掲示板 (盛岡市薮川字川場地内)

② 巡視点検日及び点検方法等

巡視点検の実施については次の要項を基本とし、別添作業予定一覧表を参考に実施すること。ただし、天候その他の事由、または当該日が休日等の場合はこの限りではない。

ア 大川方面取水設備、末崎方面取水設備、岩洞第二発電所方面設備

a 巡視点検日

- ・ 大川方面取水設備 毎月 1回 (第一月曜日)
- ・ 末崎方面取水設備 每月 1回 (第一火曜日)
- ・ 岩洞第二発電所方面設備 每月 1回 (第一水曜日)

※ 祝日と重なる場合は翌週とする。

b 点検方法

各設備の点検を巡視点検表（様式3－1、様式3－2、様式3－4）に基づいて行い、設備及び周辺の異常の有無を確認すること。また、取水スクリーン及び除塵機周辺等に、流木及び塵芥等がある場合は除塵を行うこと。

c 点検体制及び業務時間

点検従事者は、作業責任者1名及び作業員1名とし、業務時間は次の時間を標準とする。

- ・ 大川方面取水設備（通常期：5月～12月）  
1回当たり6時間を標準とする。
- ・ 大川方面取水設備（冬期4月、1～3月）  
県道171号大川松草線及び軽松沢方面への道路が通行止めとなり、移動経路が通常期と異なる。1回当たり6時間を標準とする。
- ・ 末崎方面取水設備（通常期：5月～12月）  
1回当たり6時間を標準とする。
- ・ 末崎方面取水設備（冬期：4月）  
軽松沢方面の施設が含まれるため、1回当たり8時間を標準とする。
- ・ 末崎方面取水設備（冬期：1～3月）  
1～3月は積雪により進入困難となる施設があるため、1回当たり6時間を標準とする。
- ・ 岩洞第二発電所方面設備  
1回当たり4時間を標準とする。

イ 岩洞第一発電所取水口及び導水路設備

a 巡視点検日

- ・ 通常期（4～12月） 毎月1回（第三水曜日）
- ・ 冬期（1～3月） 每月1回（第三木曜日）

※1 地下発電所内の下部水密扉の開閉操作及び地下発電所から地上へ上がるインクラインの運転は当局職員が行う。

※2 冬期は発注者所有の雪上車により移動することとする。

b 点検方法

各設備の点検を巡視点検表（様式3－3）に基づいて行い、設備及び周辺の異常の有無を確認すると共に、施設周辺の軽易な清掃、冬期にあっては点検動線の除雪を行うこと。

c 点検体制及び業務時間

点検従事者は、作業責任者1名及び作業員1名とし、業務時間は次の時間を標準とする。

- ・ 通常期（4～12月）  
1回当たり5時間を標準とする。
- ・ 冬期（1～3月）  
雪上車での移動となることから、1回当たり7時間を標準とする。

- ウ 岩洞堰放流警報装置及び放流警報掲示板
- a 巡視点検日  
    4月、10月、2月に行うものとし、受注者において計画すること。
- b 点検方法  
    次により巡視点検を行い、巡視点検表（様式3－5）へ状況を記載すること。  
    ・ 放流警報装置（サイレン）  
      外観点検、周辺除草（2月は除雪）を実施すること。  
    ・ 放流警報掲示板  
      外観点検、板面清掃、周辺除草（2月は除雪）を実施すること。
- c 点検体制及び業務時間  
    点検従事者は、作業責任者1名及び作業員1名とし、業務時間は1回当たり5時間を標準とする。

③ 共通事項

- ア 巡視点検時の除塵、清掃、冬期除雪は、標準時間内で行うこと。
- イ 前項に記述した作業において、標準時間を大幅に超えるものと判断した場合には速やかに監督員へ報告し、指示を受けること。
- ウ 巡視点検終了後は速やかに点検表へ記載の上、FAXまたはにより監督員へ報告すること。また、必要に応じて状況写真を提出すること。
- エ 業務に要する時間には、受注者の基点からの往復時間、並びに各設備の移動に要する時間を含むものであり、巡視点検表には出社及び帰社時刻、並びに現場到着及び最終現場出発時刻を記載すること。

(2) 巡回除塵

① 巡回除塵対象設備（巡回経路順に記載）

- ア 大川方面取水設備  
  駒ヶ沢取水堰堤取水口、大曲沢取水堰堤取水口、大川取水堰堤取水口及び魚道
- イ 末崎方面取水設備  
  末崎川取水堰堤取水口及び維持放流管、猫足又沢取水堰堤取水口、猫足沢渓流取水暗渠注水口、向井ノ又沢渓流取水暗渠注水口、小宿沢渓流取水暗渠注水口、大宿沢渓流取水暗渠注水口、向井ノ沢取水堰堤取水口及び維持放流管、並びに除塵機周辺、逆川取水堰堤魚道取水口及び魚道、逆川揚水所取水口、軽松沢取水堰堤取水口及び維持放流管、二ノ又沢渓流取水堰堤取水口

② 巡回除塵作業日

巡回除塵作業の実施については次の要項を基本とし、別添作業予定一覧表を参考に実施すること。また、天候その他の事由、又は当該日が休日等の場合はこの限りではない。

ア 大川方面取水設備

- |               |              |
|---------------|--------------|
| ・ 融雪出水期（4～5月） | 週2回（月曜日と木曜日） |
| ・ 通常期①（6～7月）  | 週1回（月曜日）     |

- ・ 通常期②（8月、11月、3月） 2週間に1回（月曜日）
- ・ 取水停止期間及び冬期（9～10月、12～2月） 対象外

イ 末崎方面取水設備

- ・ 融雪出水期（4～5月） 週2回（火曜日と金曜日）
- ・ 通常期①（6～7月） 週1回（火曜日）
- ・ 通常期②（8月、11月、3月） 2週間に1回（火曜日）
- ・ 取水停止期間及び冬期（9～10月、12～2月） 対象外

③ 作業方法

- ア 巡回除塵対象設備を巡回の上、取水口等の除塵を行い、巡回除塵日誌（様式3－6、様式3－7）へ状況を記載すること。
- イ 除塵後は次の場所まで塵芥を運搬し、整然と集積すること。また、木枝等は100cm程度に切断して紐により纏め、木葉類は袋詰めとし、人工塵芥が混入している場合は分別すること。

ウ 集積場所

- ・ 大川取水堰堤  
大川方面取水設備の塵芥を仮置きし、適宜向井ノ沢取水堰堤へ運搬すること。
- ・ 向井ノ沢取水堰堤  
大川方面及び末崎方面取水設備の塵芥を集積すること。

④ 作業体制及び業務時間

作業従事者は、作業責任者1名及び作業員1名とし、作業時間は次の時間を標準とする。

- ア 大川方面取水設備：1回当たり5時間を標準とする。  
イ 末崎方面取水設備：1回当たり7時間を標準とする。

⑤ 共通事項

- ア 巡回除塵作業日と巡視点検日が重複する場合は、巡視点検を実施するものであること。
- イ 巡回除塵作業は、標準時間内で行うこと。
- ウ 前項において、標準時間を大幅に超えるものと判断した場合には速やかに監督員へ報告し、指示を受けること。
- エ 巡回除塵終了後は速やかに巡回除塵日誌へ記載のうえ、FAXまたはメールにより監督員へ報告すること。
- オ 業務に要する時間には、受注者の基点からの往復時間、並びに各設備の移動に要する時間を含むものであり、巡回除塵日誌には出社及び帰社時刻、並びに現場到着及び最終現場出発時刻を記載すること。

(3) 除塵等作業

① 作業内容

- ア 除塵作業

設備の正常な取水を妨げる流木、木葉等塵芥の付着及び塵芥の堆積等を除去する作業を行うこと。

イ 土砂除去作業

設備の取水停止中に、設備内堆積土砂を除去する作業を行うこと。

ウ その他維持管理に係る作業

支障木の伐採、通路等清掃・除雪等設備の維持管理に必要な作業を行うこと。

② 除塵等作業対象設備

ア 除塵作業及びその他維持管理に係る作業

巡視点検対象設備に同じ。ただし、巡視点検において冬期対象外としている設備であっても、状況に応じて作業を指示する場合がある。

イ 土砂除去作業

駒ヶ沢取水堰堤、大曲沢取水堰堤、大川取水堰堤、末崎川取水堰堤、猫足又沢取水堰堤、猫足沢渓流取水暗渠、向井ノ又沢渓流取水暗渠、小宿沢渓流取水暗渠、大宿沢渓流取水暗渠、軽松沢取水堰堤、二ノ又沢渓流取水堰堤、岩洞第一発電所鉄管路、大川集水用注水口水位計ピット、元木沢水位計ピット、岩洞第二発電所上水槽水位計ピット×2ヶ所、岩洞沢維持放流設備、逆川揚水所吸水井、逆川取水堰堤魚道

③ 作業日

ア 除塵作業及びその他維持管理に係る作業

取水記録等の設備状況から作業が必要と判断された場合に、監督員が作業日を指定して指示する。巡視点検及び巡回除塵において、標準時間内に作業終了できない旨監督員へ報告した場合も同様とする。

イ 土砂除去作業

別添作業予定一覧表に記載されている取水停止期間に実施すること。

④ 作業方法

各作業とも終了後は除塵等作業日誌（様式3-8）へ状況を記載すること。

ア 除塵作業

巡回除塵と同様とする。

イ 土砂除去作業

設備内堆積土砂を人力にて除去し、監督員が指示した構内敷地に集積すること。

ウ その他維持管理に係る作業

作業内容に応じて監督員が指示する。

⑤ 作業体制及び業務時間

ア 作業従事者は、作業責任者1名及び作業員2名とする。

イ 業務の標準時間は定めないが、移動時間及び作業を含めて8時間を超える見込みになった場合は、事前に監督員にその旨を報告し、指示を受けること。

⑥ 共通事項

ア 除塵等作業は、巡視点検及び巡回除塵と重複しないものであること。

- イ 除塵等作業日誌には次の事項を必ず記載すること。
  - ・ 除塵等作業指示者及び日時
  - ・ 出社、現場到着、作業開始、作業終了、現場出発、帰社（対象設備が複数箇所の場合はその移動時間を記載）のそれぞれの時刻を明記すること。
- ウ 除塵等作業後は速やかに除塵等作業日誌へ記載の上、FAXまたはメールにより監督員へ報告すること。また、必要に応じて状況写真を提出すること。
- エ 監督員は、本業務対象設備、並びに岩洞第一及び岩洞第二発電所等において生じた事案処理のため、除塵等作業の適用により遂行することが適当と判断した場合は、特記仕様書第6条に基づいて業務指示を行う場合があること。

## 2 取水施設塵芥処理等業務

集積した流木塵芥は、中間処理によりチップ化し、資源の循環利用に資するものとする。なお、木葉等塵芥は袋詰め状態で保管するものであること。

- (1) 嘉義搬出場所  
向井ノ沢取水堰堤
- (2) 流木塵芥処理  
木材中間処理施設に搬入することとし、事前に焼却及び埋め立て処分を行わない業者であることを確認すること。
- (3) 実施日  
出水期後の10月～11月に行うものとする。
- (4) 作業方法  
流木塵芥を運搬車両に積み込み、中間処理施設まで運搬すること。なお、持ち込んだ塵芥重量を計量し、塵芥処理報告書（様式4-3）へ記載するとともに、計量伝票の写しを添付すること。
- (5) 特記事項
  - ① 運搬車両は、受注者にて用意すること。
  - ② 排出する塵芥は水分を含むものであることから、運搬車両は水密を保つものとし、積載塵芥が周囲及び道路等へ飛散しないように留意すること。
  - ③ 嘉義処理量については過去の平均発生量を想定しているが、降雨出水等の気象条件により流入塵芥の量は増減するもの。
  - ④ 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、適正な運搬及び処理を行い、自然及び生活環境の保全に努めること。
  - ⑤ 中間処理費及び運搬費は、本業務に含むものであること。

### 3 取水口管理用道路ほか維持管理業務

#### (1) 竹竿撤去・設置作業

##### ① 作業対象路線

岩洞第一発電所取水口移動用路線（岩洞第一発電所から市道を経由し、取水口まで）

ア 岩洞第一発電所→市道日戸柴沢線→市道一ノ渡岩洞湖線→管理用道路取付部

イ 管理用道路取付部→岩洞第一発電所取水口

##### ② 作業日

作業は次に示す時期に行うものとし、監督員の承諾を得てから実施すること。

ア 竹竿撤去作業は、融雪が始まり管理用道路の路面が露出した時期とする。

イ 竹竿設置作業は、冬期間における雪上車の運行及び管理用道路除雪作業において、道路幅員の指標等が目的であるため、降雪前の時期とする。

##### ③ 作業方法

ア 竹竿撤去作業は、前年度設置した既設の竹竿を撤去し、岩洞第一発電所の指定場所に運搬・集積すること。

イ 撤去作業時は、設置位置を現地へ目印するか、図面等に記録して竹竿設置作業に活用すること。

ウ 竹竿設置作業は、撤去作業時に把握した位置へ強固に設置すること。

エ 作業終了後は、竹竿撤去・設置作業報告書（様式4-1）へ記載すること。

##### ④ 特記事項

ア 竹竿設置作業前には竹竿の状況を事前調査し、経年劣化及び破損している場合は、その本数を確認の上、補充必要数量を監督員へ報告すること。

イ 補充する竹竿は、設置作業着手までに発注者において準備の上、支給することであること。

ウ 竹竿撤去作業完了後、破損した竹竿は塵芥運搬・塵芥処分にて処理すること。

#### (2) 側溝等清掃作業

##### ① 作業対象施設

ア 岩洞第一発電所取水口構内

- ・ 無蓋側溝 年2回
- ・ 有蓋側溝 年2回

イ 岩洞第二発電所構内

- ・ 無蓋側溝 年2回
- ・ 有蓋側溝 年2回
- ・ 水圧鉄管路 年2回

ウ 逆川揚水所構内

- ・ 無蓋側溝 年2回
- ・ 有蓋側溝 年2回
- ・ 水圧鉄管路 年2回

② 作業日

作業は次に示す時期に行うものとし、監督員の承諾を得てから実施すること。

ア 融雪終了期における降雨出水後及び秋季落葉終了期における降雨出水後とする。

イ 前項以外において、側溝内に塵芥及び土砂が著しく堆積し、排水機能が不能になった場合とする。なお、本項による清掃作業を実施した場合は、前項を実施したものと見なすものとする。

③ 作業方法

ア 人力により清掃し、監督員が指示した構内敷地へ散布すること。

イ 作業終了後は、側溝及び集水柵等清掃作業報告書（様式4-2）へ記載すること。

④ 特記事項

作業対象施設について事前に現地踏査を行い、作業延長を把握すること。

(3) 集水柵清掃作業

① 作業対象施設

ア 岩洞第一発電所取水口構内 年2回

イ 岩洞第二発電所構内 年2回

② 作業日及び作業方法は、側溝作業に準ずること。

(4) 取水口管理用道路ほか除雪

① 作業箇所

ア 岩洞第一発電所取水口管理用道路（市道一ノ渡岩洞湖線との取付部～取水口まで）

イ 盛岡市薮川町村森林管理所林道～向井ノ沢取水堰堤道路

ウ ほか必要箇所

② 実施期間

12月から4月上旬（積雪や残雪の状況による。監督員の指示によるものとする。）

③ 作業方法

ア 除雪ドーザ等の重機で除雪を行うものとする。

イ 作業終了後は、管理用道路ほか除雪報告書（様式4-4）へ記載すること。

④ 特記事項

ア 除雪用機材は、受注者にて用意すること。

イ 管理用道路ほか除雪報告書には運転時間記録票を添付すること。

## 令和7年度 作業予定一覧表

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

大川 未崎 岩二 岩取 警報

巡視 1 1 1 1 1

巡回 7 7

5月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

大川 未崎 岩二 岩取 警報

巡視 1 1 1 1 0

巡回 7 7

6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

大川 未崎 岩二 岩取 警報

巡視 1 1 1 1 0

巡回 4 3

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

大川 未崎 岩二 岩取 警報

巡視 1 1 1 1 0

巡回 2 4

8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

大川 未崎 岩二 岩取 警報

巡視 1 1 1 1 0

巡回 1 1

10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

大川 未崎 岩二 岩取 警報

巡視 1 1 1 1 1

巡回 0 0

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

大川 未崎 岩二 岩取 警報

巡視 1 1 1 1 0

巡回 1 1

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

大川 未崎 岩二 岩取 警報

巡視 1 1 1 1 0

巡回 0 0

1月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

大川 未崎 岩二 岩取 警報

巡視 1 1 1 1 0

巡回 0 0

2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

大川 未崎 岩二 岩取 警報

巡視 1 1 1 1 1

巡回 0 0

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

大川 未崎 岩二 岩取 警報

巡視 1 1 1 1 0

巡回 1 1

	大川	未崎	岩二	岩取	警報
巡視	12	12	12	12	3
巡回	23	24			

凡例

- : 各方面巡視点検
- : 大川方面巡回除塵
- : 未崎方面巡回除塵
- : 取水停止期間